平成２１年（フ）第１４８２号
神奈川県藤沢市用田1114番地　グランデュール西山201
債務者　肥後　広幸
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５４３号
横浜市瀬谷区阿久和東２丁目13番地15　アミティエⅠ202
債務者　山本久美子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６８５号
横浜市港南区港南台９丁目30番１号
債務者　藤本　直斗
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７６８号
神奈川県高座郡寒川町一之宮２丁目16番22号
債務者　海老　栄一
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９号
大分県竹田市久住町大字有氏2266番地、住民票上の住所大分県豊後大野市朝地町坪泉1067番地
債務者　和田　由美
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前11時10分
大分地方裁判所竹田支部

平成２１年（フ）第１１６２９号
埼玉県川口市大字道合596―16
債務者　松川　通子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１７８０号
東京都葛飾区奥戸９丁目１―10　リバーサイドヴィラⅠ202
債務者　坂西ハマ子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１７８１号
茨城県笠間市鴻巣525―20―103
債務者　田村　文哉
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１７９６号
東京都板橋区赤塚６丁目３―26―202
債務者　吉田　　進
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１７９７号
埼玉県所沢市緑町１丁目５－２―508
債務者　市村　　隆
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８０５号
千葉県成田市三里塚光ケ丘１―344―303
債務者　斉藤　美保
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８１４号
埼玉県さいたま市南区大字大谷口1859―１―202
債務者　設楽　淳一
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８１５号
東京都小平市美園町１丁目19―１―602
債務者　山口　倫夫
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８１６号
東京都江戸川区東瑞江２丁目65
債務者　市川　治雄
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８１７号
愛知県名古屋市西区幅下１丁目10―７―503
債務者　齋藤　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部